

公募要領

宮古島市環境消費行動意識啓発による温室効果ガス対策事業

令和5年11月

宮古島市

1. 業務名

宮古島市環境消費行動意識啓発による温室効果ガス対策事業

2. 委託業務の内容

委託業務の内容については、別紙の仕様書を参照してください。

3. 業務期間及び業務スケジュール

- (1) 委託業務の期間: 契約締結の翌日から令和6年3月29日(金)
- (2) 業務スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

11月 28日	企画提案募集開始
11月 28日 ~12月1日	質問票受付期間
12月 13日	企画提案〆切
12月 20日	審査・選定
選定後	契約手続き、業務着手
3月末	最終報告書

4. 予算規模

¥990,000-(税込)を上限とします。※契約金額を示すものではありません。

5. 契約の条件

- (1) 採択件数: 1件
- (2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約⁽¹⁾とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きします。

⁽¹⁾契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

- (3) 一般管理費

➤ 一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出します。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費} (\text{I. 人件費} + \text{II. 事業費}^{(2)}) \times \text{一般管理費率}$$

⁽²⁾旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費のこと

➤ 一般管理費率は 10%以下とします。ただし、特殊要因等がある場合は、協議の上一般管理費率を決定します。

6. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- ①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。
- ②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。
- ③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ⑤その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

7. 応募方法

下記の書類を一つの封筒に入れ、「締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式1):1部
- ・企画提案書(様式2)、工程表(別紙1):8部
- ・納税証明書(市内に本拠のある法人のみ):1部
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書):1部
- ・印鑑証明書:1部

※各証明書は、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

(注)

- ①企画提案書の事業費内訳については、人件費、直接経費(外注費、旅費、謝金等)の内訳を明確にして下さい。(なお、直接経費から人件費への流用は原則認められません。)
- ②提案書類は返却しません。
- ③機密保持には十分配慮します。
- ④企画提案書の内容について、ヒアリング行う予定とする。

8. 公募期間、提出先について

(1) 公募期間

公募開始日 令和5年 11月28日(水)

公募締切日 令和5年 12月13日(水) (17時必着)

※〆切を過ぎて担当者に書類が届いた場合には、受理しない旨を担当課から連絡します。

※書類に不備がある場合には、担当課から連絡後、公募締切日までに修正・再提出頂く必要がありますが、書類が担当者に到着した日から連絡までに最大2日営業日かかる可能性があります。

ます。

※なお、自然災害等、不足の事態にて、書類の到着が遅延する可能性がある場合には、受理する場合があるため、事前に担当者あてにご連絡ください。

(2) 提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所 2階

(3) 提出方法

郵送、託送または直接窓口にて提出ください。

9. 事業者選定について

事業者の選定については、事業者選定委員会により行います。選定委員会においては、企画提案書の審査を行った上で、提案事業者によるプレゼンテーションを行って頂き、審査基準に基づいて採点を行います。採点を行った結果、委員評価の合計点が高い事業者から順位付けを行い、順位の高い事業者から候補事業者として、契約に向けた協議を行います。協議の結果、契約締結に至らなかった場合は、次の順位の候補事業者と契約に向けた協議を行うものとします。

同点の場合は、事業費の小さい提案を行った事業者を高い順位とします。

なお、委員評価の合計点が、全委員に割り当てられた配点の合計(満点)の50%以上であることを候補事業者となる条件とします。

(1) 審査基準

評価項目(業務項目)
(1)市内持ち帰りプラスチック弁当容器実情調査支援
(2)エコ弁当箱を活用した試食会の開催
(3)プラスチック問題に関する市民ワークショップ等の開催
(4)市内学生等との協働による啓発事業の企画実施
(5)目的理解度、実施体制、これまでの実績等
(6)実現可能で効果的なスケジュールとなっているか。

(2) ヒアリング

① 日時:令和5年12月20日(水)10:00~11:00

※この時間帯の中でヒアリング時間を割り当てます。

② 場所:宮古島市役所

③ 所用時間:プレゼンテーション15分、質疑5分(応募事業者数により変動有り)

④ 資料:企画提案書またはプレゼンテーション用の資料をご準備頂いても構いません。

⑤ 出席者:1提案者につき2人を上限とし、実際に業務に従事する者のうち、1人以上の出席を必須とします。

※ヒアリング日程等はあくまでも予定となります。確定日程等は、提案者へ個別に連絡します。

※プレゼンテーションの時間は、公平を期すため、途中であっても終了します。

※開始時刻・終了時刻は、予定の時刻からずれる可能性があります。前後の日程は余裕を持って確保ください。

※ヒアリングの詳細については、別途提案事業者に連絡します。

(3) 選定結果

選定結果は、可否に関わらず、本市より通知します。

10. 契約について

(1) 契約に向けた協議

選定委員会終了後、候補事業者として選定された事業者は、速やかに本市と契約に向けた協議を行い、双方合意の上で、実施内容を記載した事業計画書を作成の上、本業務委託契約を締結します。

(2) 契約金額

前述の事業計画書の記載する収支予算書において、予定価格の範囲内であることを確認した上で、支払いの上限金額(概算)として契約金額を決定します。業務の実施にあたっては、当該収支予算書に基づき予算を執行した上で、業務終了後、各支払いの証憑書類とともに実績報告書をご提出頂きます。市の検査にて、額の確定を行った上で、委託料を支払います。

11. 問い合わせについて

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メールにて送信ください。電話等での問い合わせには応じられません。質問の内容によっては、必要に応じて、質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

(1) 質問票提出期限: 令和5年12月1日(金)17時

(2) 質問票送付先

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当: 友利

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

12. その他留意事項

(1) 企画提案書を受理した後の提案者による加筆・修正は原則認めません。

(2) 提出書類の準備を含め、契約以前にかかる一切の費用は応募事業者の負担とします。

(3) 事業者の選定に係る審査内容や経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立てには一切応じません。